

## 専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）に 関する協定を京都弁護士会と締結しました。

京都信用保証協会は、さらなる経営支援の充実を目指すべく、令和2年2月28日に京都弁護士会と専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）に関する協定を締結し、同日に調印式を行いました。



《右図：調印式の様子》

写真左：京都弁護士会 三野会長

写真右：京都信用保証協会 麻生理事長

### 協定内容について

当協会と京都弁護士会が相互に連携し、当協会の経営支援サービスの1つである専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）にて、京都弁護士会所属の経営革新等支援機関として認定を受けた弁護士を事業者の負担無しで派遣することが令和2年4月1日より可能となります。

これにより、府内中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた経営支援がさらに充実し、経営上における法的な課題への対応が可能となります。

### 目的・特徴について

#### 1. 事業承継による企業の存続

事業承継にかかる円滑な対応（相続法、株式の集中・移転、利害関係人の調整等）による親族内承継、従業員承継等の促進

#### 2. ライフステージに応じた企業の成長支援

創業時の法務リスク対応、新たな事業展開時の契約関係、海外展開におけるトラブル回避、社内規程・法令遵守等内部管理体制等

- ☞ 中小企業が抱える経営上の法的課題の解決支援
- ☞ 法的紛争の発生を未然に予防
- ☞ 小規模事業者への経営上の法的支援を実現

今後も当協会は「金融と経営の総合支援サービス機関」として、地元金融機関及び関係機関と連携し、中小企業の多様な資金ニーズやライフステージに応じた金融支援・経営支援により一層取り組んでいきます。